

## 議第18号

### 三島市いじめ問題対策委員会条例案

(設置)

**第1条** いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第3項の規定に基づき、三島市いじめ問題対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

**第2条** 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策に関する事項について調査審議する。

(組織)

**第3条** 委員会は、5人以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に、委員長及び副委員長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、いじめ問題対策担当課において処理する。

(雑則)

**第8条** この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月19日提出

三島市長 豊岡 武士